

第165回国会閣第9号に対する修正案

第165回国会衆議院総務委員会可決

地方分権改革推進法案に対する修正案

地方分権改革推進法案の一部を次のように修正する。

第六条中「執行できるよう」の下に「、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から」を加える。

第十条の見出しを「（所掌事務等）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、第一項の勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。